

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 契約書

様（以下「利用者」と略します。）と社会医療法人新潟勤労者医療協会
舟江診療所（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり
契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書

に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができ
るよう、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

年 月 日 ～ 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、認定有効
期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新さ
れるものとします。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第3条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書
別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場
合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する
契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速や
かに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス
の内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第4条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載
に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

（利用料の変更）

第5条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合
は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求するこ
とができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約す
ることができます。

（利用料の滞納）

第6条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者
は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の
支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利
用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を
講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったとき
は、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）

第7条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合

(2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（セクハラ、パワハラ等）をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合

(2) 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

(3) 第6条の3項に該当する場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

(1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

(2) 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(3) 第5条もしくは第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

(4) 第6条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

(5) 第8条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合

(7) 利用者の要介護状態区分が自立となった場合

(8) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第10条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第11条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

- 4 事業者は利用者及び家族に関する個人情報について、下記の通り取り扱います。利用者がこの取り扱いの中で同意できない事項がある場合は、あらかじめ申し入れるものとし、事業者は申し入れの趣旨に沿って誠実に対応します。

<利用者及び家族の個人情報の取り扱いについて>

舟江診療所及び社会医療法人新潟勤労者医療協会は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用致しますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

[1] 介護サービスを提供するための通常業務での利用目的

【事業者内での利用】

- ① 利用者への介護サービスの提供及び説明。
- ② 利用者の家族への説明。
- ③ 利用者の居宅介護支援サービスの向上を目的とした研修及び症例研究。
- ④ 介護保険事務及び会計、経理事務。
- ⑤ 事故等の報告。
- ⑥ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料。
- ⑦ 事業所での学生等の実習などへの協力。
- ⑧ 利用者にかかわる管理運営業務。

【事業者外への情報提供を伴う利用】

- ① 利用者を担当する居宅介護支援事業所・地域包括支援センターや、他の居宅サービス事業者又は介護保険施設及び医療機関等並びに保険者との連携、照会への回答。
(ICT(ネット4U等)やFAX、メールなどの媒体を通しての情報共有)
- ② 介護報酬の請求業務等の介護保険事務。
- ③ 実地指導等への対応や第三者評価機関、外部監査機関等への情報提供。
- ④ 事故の報告、損害賠償保険等にかかわる保険会社等への相談又は届出等。

[2] 第三者への提供

利用者及び家族に関する個人情報は、あらかじめ利用者又はご家族の同意をいただくことなく、事業者及び法人(新潟勤労者医療協会)の職員以外の者に提供することは致しません。ただし、上記[1]に該当する場合は、特に申し入れがない限り、介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、第三者に提供致します。

この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者(説明者)または管理者まで申し入れて下さい。申し入れがないものについては、同意していただいたものとして取り扱います。

[3] 外部委託について

事業者が業務を委託する相手に、利用者の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において個人情報の保護や管理が適切に行われていることを事業所の責任において監督します。

[4] 個人情報に対する安全対策

事業者は、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流出、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規程を整備し、合理的な安全対策を講じています。

[5] 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者の個人情報について開示を希望される場合、及び個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、事業所窓口まで申し入れ願います。ご希望に対し、私たちの規定に従い誠実に対応させていただきます。その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいた上で、必要な情報の提供をお願い致します。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

5 前項以外の目的で、相手方に情報提供する場合には、別に文書により同意を得ることとします。

(苦情処理)

第12条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第13条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、居宅介護サービス（又は介護予防サービス）に関する契約を締結します。上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者 住所

氏名

(署名代行者) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

また、第11条に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

住所

氏名

本人との続柄

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 〒951-8011

新潟市中央区入船町3丁目3629番地1

社会医療法人 新潟勤労者医療協会 舟江診療所

管理者 小林 あかね

2025年5月改訂